

被扶養者認定 Q&A

— 雇用契約の変更について —

Q

私の妻(36歳)はパートをしています。3月までは毎月平均8万円の収入でしたが、雇用契約が変更となり、4月1日から時給が上がり、毎月平均12万円となりました。妻は引き続き被扶養者となれるでしょうか？



?

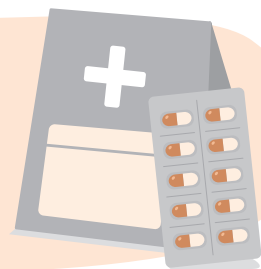


A

上記の事例の場合は、妻(36歳)の4月1日からの年収見込は144万円(12万円×12ヵ月)となり、4月1日からの恒常的収入は130万円以上見込めることとなります。

恒常的収入が130万円以上見込める場合は被扶養者の要件を備えない(地方公務員等共済組合法運用方針(第2条関係))こととなりますので、雇用契約内容に変更のあった4月1日付けで取り消すこととなります。

ジェネリック医薬品を 活用しましょう!



ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分、同じ効能・効果があり、安全性においても同等の医薬品です。

新薬の約2～7割程度の価格となり、皆さんの自己負担額の軽減、それに伴い、短期(医療)財政の改善につながります。

7月に、20歳以上の方で、300円以上の軽減効果が見込まれる方、約770名に「ジェネリック差額通知書」を配布いたしました。該当者の医薬品を全てジェネリック医薬品に切り替えられた場合、共済組合全体で約86万円の軽減が見込まれます。

ジェネリック医薬品を上手に活用してください。

- 「自分が使用している薬のジェネリック医薬品はどうしたら分かるの?」そんな疑問をお持ちなら、下記のサイトにアクセスしてください。

日本ジェネリック医薬品学会ホームページ

『かんじゃさんの薬箱』 <http://www.generic.gr.jp>